

登録票（許可証）再交付申請書

登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日		第 号 年 月 日
製造所（営業所、 店舗、主たる 研究所）	所 在 地	
	名 称	
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

製造業
 輸入業
 一般販売業
 農薬用品目販売業
 特定品目販売業
 特定毒物研究者

上記により、毒物劇物
 登録票 の再交付を申請します。
 許可証

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長野県知事
市長

殿

登録票（許可証）再交付申請

事 項	登録票（許可証）を破り、汚し、又は失ったとき
根拠法令	施行令第36条 施行規則第11条の3
提出部数	毒物劇物輸入者、製造業者、特定毒物研究者 2部提出（正1部 薬事管理課、副1部 保健所） 毒物劇物販売業者 保健所設置市内：1部提出、保健所設置市以外：2部提出（正1部 薬事管理課、副1部 保健所）
添付書類	破り又は汚した登録票（許可証） 紛失の場合は理由書
手数料	毒物劇物輸入者、製造業者 長野県収入証紙 4,100円 特定毒物研究者にあつては無料 毒物劇物販売業者 長野市内： （令和7年11月30日まで）4,000円（現金） （令和7年12月1日以降）4,100円（現金）